

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	4	府省庁名	文部科学省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	国立大学法人等における共同研究等の拠点に係る税制の在り方の検討		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国立大学法人等の敷地内において、国立大学法人等と民間事業者の共同研究等の用に供される民間事業者が建設する共同研究施設及びこれに準ずる固定資産 ・特例措置の内容 我が国の研究力向上とイノベーション創出を実現するためには、高い研究力を有する国立大学法人等と民間事業者とが連携するための環境整備が必要であり、共同研究等の活動を支える施設等の中長期的な維持管理に関連する固定資産税等の税制の在り方について検討する。その際、地方公共団体が提供する行政サービスと資産保有との応益関係に着目して課税するという固定資産税等の地方税の趣旨、及び市町村の基幹財源たる固定資産税等の安定的確保に十分配慮する必要があることを前提に、総合的に検討する。		
関係条文	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第6項等		
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 国立大学法人等における研究開発成果の社会実装を加速し、我が国の国力の向上につなげるためには、産学の共同研究等の拠点形成により民間投資や研究者を国立大学法人等に呼び込むことが重要である。例えば、現行の地方税法上、国立大学法人等が所有し、自ら使用している固定資産は原則非課税とされているものの、国立大学法人等の敷地内において民間事業者が自ら建設・所有する共同研究施設や、民間事業者が占有・使用する場合などについては課税対象となる。国立大学法人等と民間事業者との共同研究等を促進する観点から、環境整備に向けた税制の在り方の検討を進める。 （2）施策の必要性 上記「政策目的」に同じ。		
本要望に対応する縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1 2—5 教育研究の質向上に向けた基盤の確立
		政策の達成目標	—
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの 税負担軽減措置等の 適用実績と効果に 関連する事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯		—